

## 伊東市マンション連絡会規約（案）

### (名称)

第1条 本会は、伊東市マンション連絡会という。

### (目的)

第2条 本会は、伊東市内に所在するマンション管理組合、区分所有者等の相互協力のもとに、マンションの管理運営、建物・設備の維持保全、建替え等のために、情報交換、支援を行い、もって、マンションの安全、安心な居住環境の向上、コミュニティ形成を図るとともに、伊東市のまちづくり、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (活動)

第3条 前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 管理組合に関わる調査研究、情報収集、情報交換等の事業
- 2 マンション管理組合に関わるセミナー、経験交流会等開催の事業
- 3 マンション管理運営の情報提供、アドバイス、相談、建物・設備の維持保全、建替え、コミュニティ形成等の支援に関する事業
- 4 地域との良好な関係を形成し、伊東市の街づくりに寄与するために必要な事業
- 5 その他、目的を達成するために必要な活動

### (会員)

第4条 本会の会員は次の通りとする。

- 1 正会員 団体会員 伊東市に所在するマンションの管理組合  
個人会員 伊東市に所在するマンションの区分所有者
- 2 賛助会員 本会の目的に賛同する団体又は個人

### (会費)

第5条 本会の運営に要する経費にあてるため、会費は次の通りとする。

- (1) 正会員 組合会員 年間 3,000 円/口  
個人会員 年間 1,000 円/口
- (2) 賛助会員（個人） 年間 1,000 円/口  
賛助会員（団体） 年間 3,000 円/口

- 2 組合会員の口数は、総戸数 100 戸未満 1 口、100～199 戸 2 口、200 戸以上 3 口とする。
- 3 賛助会員（団体）の口数は、別途総会で定める。

### (入会及び退会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、会長に入会申請書を提出し、役員会の承認を得るものとする。

2 会員として入会の承認を受けた者が、納入期限までに納めるべき会費を納めない場合は、役員会はその入会を取り消すことができる。

- 3 本会から退会するときは、会長に退会届を提出する。
- 4 会費を1年以上滞納した場合は、退会したものとみなすことができる。

#### (会員の禁止事項)

第7条 本会の会員は、本会の活動に関する場所で、特定の営業活動、宗教活動、政治活動をしてはならない。

#### (役員)

第8条 本会を運営するために次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 1名

#### (役員の選任)

第9条 役員は、総会において正会員のなかから選任する。

- 2 会長、副会長、会計は、役員会において互選により幹事のなかから選任する。
- 3 役員が辞任等により欠員を生じたときは、後任を役員会で補充することができる。

#### (役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 会長の再任は連続して2期を限度とする。
- 3 補充の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第1項の規定に係わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

#### (役員の職務)

第11条 会長は、会を代表し、本会の業務を統括する。また、本会の運営に関わる連絡調整を行い、本会の事務全般を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 会計は、本会の金銭等の保管及び経理を行う。
- 4 幹事は、役員会を構成し、規約及び総会の議決に基づき本会の業務を執行する。
- 6 監査は、本会の業務及び経理の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。また、役員会に出席し、本会の運営において必要と認めるときは意見を述べることができる。ただし、役員会において議決権を持たない。

#### (総会)

第12条 本会の総会は、正会員によって構成する。ただし、正会員のほか、役員会が必要と認めた者は、総会に出席することができる。

- 2 議決権は、正会員の加入口数1につき、議決権1とする。

- 3 会長は、通常総会を毎年1回、4月1日から6月末までの間に開催しなければならない。
- 4 会長は、必要があると認める場合、役員会の決議を経て臨時総会を招集することができる。
- 5 監査は臨時総会を招集できる。
- 6 総会の議長は、会長が務める。

(総会の開催、召集)

第13条 会長は総会を招集するときは、会員に対し適当な期間をもって必要事項を記した通知を発しなければならない。

(役員会)

第14条 役員会は役員をもって構成する。

- 2 役員会の議長は会長が務める。
- 3 役員会は役員の半数以上の出席がなければ開くことができず、議事は出席役員の過半数でこれを決する。ただし、細則の制定又は改廃に関する議事は、出席役員の3分の2以上で決する。
- 4 役員会は次の事項を担任する。
  - (1)総会で議決した事項の執行
  - (2)総会に付議する議案の作成
  - (3)会員の入退会の承認
  - (4)本会の業務執行に関する事項
  - (5)本会規約の運用に必要な細則の制定又は改廃

(役員会の開催)

第15条 役員会は次に掲げる場合に開催する。

- (1)会長が必要と認めるとき。
- (2)会長が総会を招集しようとするとき。
- (3)過半数の役員が役員会の招集を請求したとき。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

(予算、決算)

第17条 本会の経費は会費及びその他の収入によるものとする。

- 2 会長は、毎会計年度の予算案を総会に提出し、その承認を得なければならない。
- 3 会長は、毎会計年度の決算案を監査の会計監査を経て、総会に報告し、その承認を得なければならない。
- 4 会計年度終了から予算成立の日までは、役員会の決議で前年度の予算に準じて執行することができる。

(事務局)

第18条 事務局は伊東市内におく。

- 2 事務局は、総会、役員会の議事録作成と本会の事務的業務を行う。
- 3 事務局員は役員から選出し、必要に応じ、事務の補助者をおくことができる。

(規約外事項)

**第19条** 本規約に定めのない事項が生じた場合は、役員会で協議し決定する。

(付則)

1. この規約は、本会の設立の日から施行する。

制定：令和8年4月?日

改正：令和 年月日